

町田市いじめ防止基本方針

町田市教育委員会
(2022年4月 改定)

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
「町田市いじめ防止基本方針」改定の主なポイント・・・・・・・・	2
町田市立小・中学校におけるいじめ対応の流れ・・・・・・・・	3

I いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する理念・・・・・・・・	6
2 いじめの定義・・・・・・・・	6
3 いじめの態様・・・・・・・・	7
4 いじめの理解・・・・・・・・	7
5 いじめの防止等に関する基本的な考え方・・・・・・・・	8
(1) いじめの防止	
(2) 早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 家庭や地域、関係機関との連携	

II 学校の取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定・・・・・・・・	10
(1) 策定の意義	
(2) 内容	
(3) 学校評価の評価項目への位置付け	
(4) 学校いじめ防止基本方針の周知	
(5) 不断の見直し	
2 学校の組織づくり・・・・・・・・	11
(1) 未然防止	
(2) 早期発見・事案対処	
(3) 取組の検証	
3 学校等で行われるいじめへの取組・・・・・・・・	13
(1) いじめを「防ぐ」(未然防止)	
(2) いじめに「気付く」(早期発見)	
(3) いじめから「守る」(早期対応)	
(4) いじめの解消	
(5) 特に配慮が必要な児童・生徒	
(6) 学校運営協議会の活用	
4 インターネットを通じて行われるいじめへの取組・・・・・・・・	20
(1) インターネット上のいじめの特徴	
(2) インターネット上のいじめを「防ぐ」(未然防止)	
(3) インターネット上のいじめに「気付く」(早期発見)	
(4) インターネット上のいじめから「守る」(早期対応)	
(5) インターネット上のいじめの解消	

Ⅲ 町田市及び町田市教育委員会の取組

- 1 いじめの防止等の対策のための組織の設置・・・・・・・・・・ 2 3
 - (1) 町田市いじめ問題対策委員会の設置
- 2 いじめ全般における取組・・・・・・・・・・ 2 5
 - (1) いじめを「防ぐ」(未然防止)
 - (2) いじめに「気付く」(早期発見)
 - (3) いじめから「守る」(早期対応)
 - (4) 学校評価、学校運営改善の実施
- 3 インターネットを通じて行われるいじめへの取組・・・・・・・・ 2 8
 - (1) インターネット上のいじめを「防ぐ」(未然防止)
 - (2) インターネット上のいじめに「気付く」(早期発見)
 - (3) インターネット上のいじめから「守る」(早期対応)

Ⅳ 重大事態への対処

- 1 重大事態の意味・・・・・・・・・・ 2 9
- 2 重大事態の判断・・・・・・・・・・ 3 0
- 3 重大事態の報告・・・・・・・・・・ 3 0
- 4 重大事態の調査の主体と調査組織・・・・・・・・・・ 3 0
 - (1) 学校主体の調査
 - (2) 教育委員会主体の調査
- 5 実施する調査の内容・・・・・・・・・・ 3 3
 - (1) いじめを受けた児童・生徒からの聴き取りが可能な場合
 - (2) いじめを受けた児童・生徒からの聴き取りが不可能な場合
- 6 調査実施中の経過報告について・・・・・・・・・・ 3 5
- 7 その他の留意事項・・・・・・・・・・ 3 5
- 8 その他の対応について・・・・・・・・・・ 3 5
 - (1) 他の保護者・PTAの協力体制
 - (2) マスコミ等の対応について
 - (3) 一般市民の対応について
- 9 調査結果の提供及び報告・・・・・・・・・・ 3 6
 - (1) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への適切な情報提供及び説明
 - (2) いじめを行った児童・生徒及びその保護者への情報提供
 - (3) 調査結果の報告
- 10 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置・・・・・・・・ 3 6
 - (1) 再調査
 - (2) 再調査を行う機関の設置
 - (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

V 資料

- 1 できていますか? 「防ぐ・気付く・守る」取組のチェックリスト . . . 3 8
- 2 心のアンケート (小学校第4～6学年、中学校の例) . . . 3 9
- 3 町田市立学校心のアンケートチェックリスト . . . 4 0
- 4 町田市立学校いじめ・虐待防止等のチェックリスト . . . 4 1
- 5 いじめ発見のチェックシート . . . 4 3
- 6 法、条例、規則等 . . . 4 4
 - (1) いじめ防止対策推進法
 - (2) 町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例
 - (3) 東京都いじめ防止対策推進条例
 - (4) いじめの防止等のための基本的な方針【文部科学大臣決定】
 - (5) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【文部科学省】
 - (6) 子供の自殺が起きたときの背景調査指針 (改訂版)【文部科学省】
 - (7) 学校における児童・生徒の自殺対策の取組
～寄り添い、支え、命を守るために～【東京都教育委員会】

【町田市独自の取組】 ※町田市独自の取組には、「」のマークが付いています。

- 心のアンケート (P 9、1 9)
- 学校評価の評価項目への位置付け (P 1 0、2 0、2 7)
- 月1回の「学校いじめ対応チーム」定例会 (P 1 2)
- 「町田市立学校 心のアンケートチェックリスト」(P 1 4、4 0)
- 「町田市立学校 いじめ・虐待防止等のチェックリスト」(P 1 4、4 1)
- 情報モラル「Machida Next Education～いつでも どこでも だれとでも～
【家庭学習編】」(P 1 4)
- スクールロイヤー (P 1 5、2 7)
- スクールサイン (P 2 0)
- 「タブレット端末を使う時のやくそく」(P 2 1)
- 教員研修 (P 2 5)
- hyper-QU の実施 (P 2 5)
- スクールソーシャルワーカー (P 2 6)
- 町田市スクールカウンセラー (P 2 6)
- いじめ110番 (P 2 7)
- 一人1台端末のログの管理 (P 2 8)



はじめに

町田市立学校では、次代を担う子どもの豊かな心の醸成を図るために、教育活動全体をとおして、他者を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心を育んでいます。

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。これまでも、いじめを防止するために、学校は様々な努力を重ねてきたところですが、抜本的な解決には至りませんでした。いじめの重大事態の事案が本市及び全国各地で発生し、憂慮すべき事態となっています。

いじめに「気付く」ためには、どの学校でも、どの子どもにも、起こり得るものという危機感をもたなくてはなりません。いじめから「守る」「防ぐ」ために、いじめは決して許されない人権侵害であるという認識の下、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要です。

町田市では、2014年10月に「町田市いじめ防止基本方針」を策定し、その後2017年、2019年に改定し、取組を進めてまいりました。この度、新たに「町田市いじめ防止基本方針」を改定し、これまで以上に学校、教育委員会、さらには家庭や地域も含めた社会全体が一丸となって、いじめ問題への取組を推進してまいります。

「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こり得る」問題であり、いじめに悩む児童・生徒を救うため、本基本方針に基づき、学校、家庭、地域、その他の関係機関の皆さまとの強い連携の下、「いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有し、いじめの防止等に取り組んでまいります。

町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

「町田市いじめ防止基本方針」改定の主なポイント

Point 1



いじめ発生時における組織的な対応の視覚化

- いじめの早期発見や早期対応の流れ、いじめの重大事態発生時の対応の流れを視覚的に示したフロー図を活用し、全教職員に法令の趣旨や法令に基づく対応を周知するよう校内研修（年3回以上）の充実を図る。
- 学校いじめ対応チームの組織図を踏まえ、学校の組織的な対応力の向上を図るために、いじめを発見した教職員が問題を抱え込むことがないように、学校いじめ対応チーム定例会を月1回開催することで情報共有の体制をつくり、実効性の高い取組にする。

Point 2



学校評価結果を踏まえた取組の明確化

- 学校のいじめ防止基本方針をより実効性のあるものにするために、取組状況等を学校評価の項目に位置付け、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて改善するように努める。
- 保護者や地域住民等が学校のいじめ基本方針により関心をもつようにするために、入学時や年度初め等の機会を捉えて、学校便りや保護者会での説明、学校ホームページの掲載など、定期的に周知する。

Point 3



インターネットいじめに対する対応の強化

- 情報モラル教育の充実を推進するとともに、児童・生徒に貸与しているタブレット端末については、SNS等の学習に関係のないウェブサイトへのアクセス制限をするなどの技術的対策を行う。
- 児童・生徒に貸与しているタブレット端末の一人一人のログについては、使用状況を記録し管理していることを周知し、指導の充実を図るとともに、必要に応じて警察等の関係機関とも連携して対応する。

Point 4



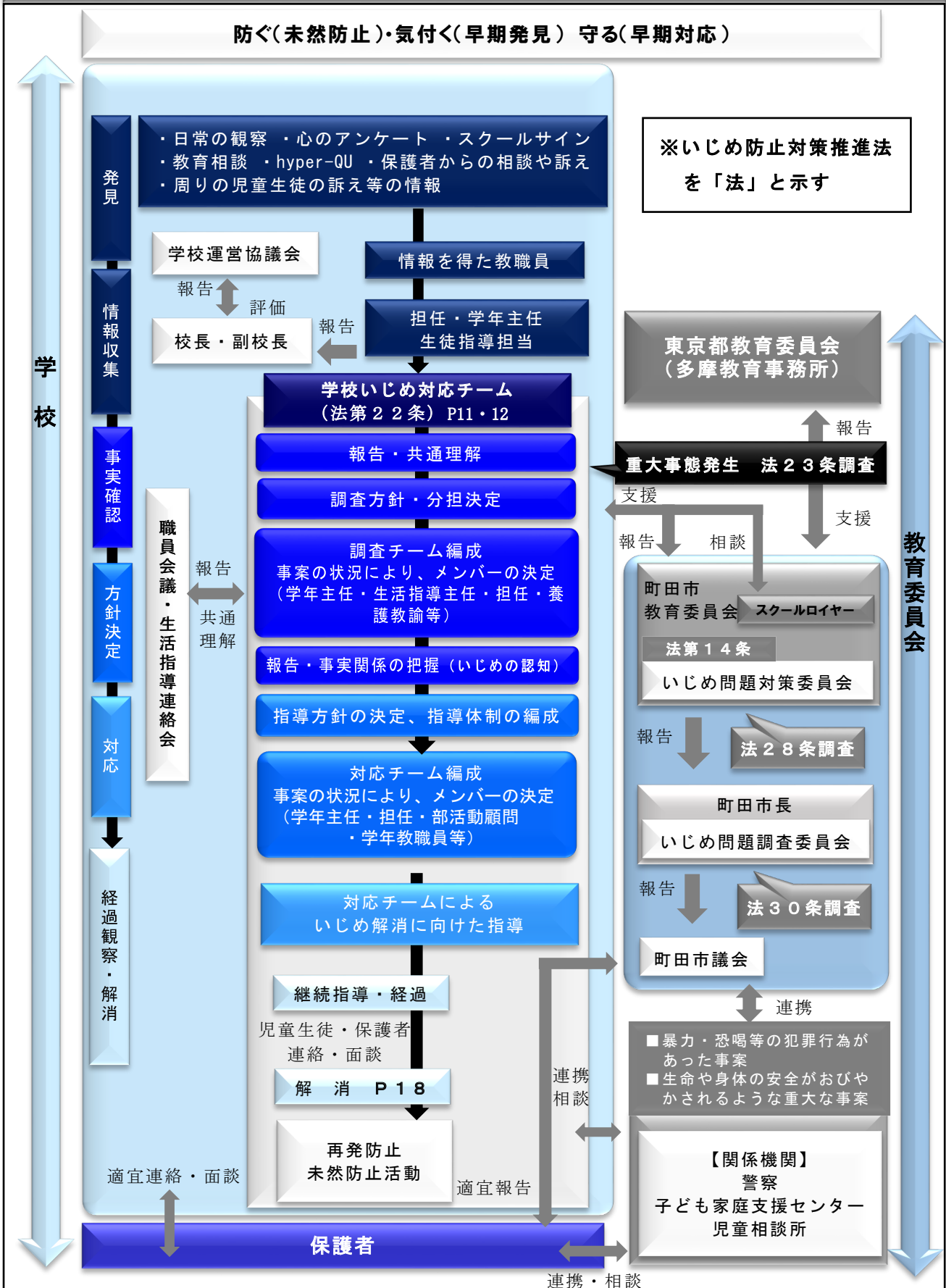
「」町田市独自の取組の明確化

- いじめ問題に対して、法的観点から学校に助言を行う「スクールロイヤー」、社会福祉の専門的知識・技術をもつ「スクールソーシャルワーカー」、公認心理師や臨床心理士等の資格をもつ「町田市スクールカウンセラー」の活用など、関係諸機関等との連携を図るなど教職員のいじめ対応力の向上を図る。
- いじめ匿名連絡サイト「スクールサイン」、学級満足度尺度、学校生活意欲尺度、ソーシャルスキル尺度を把握する心理検査「hyper-QU」を活用し、学校がいじめ等の未然防止に積極的に取り組めるようにする。

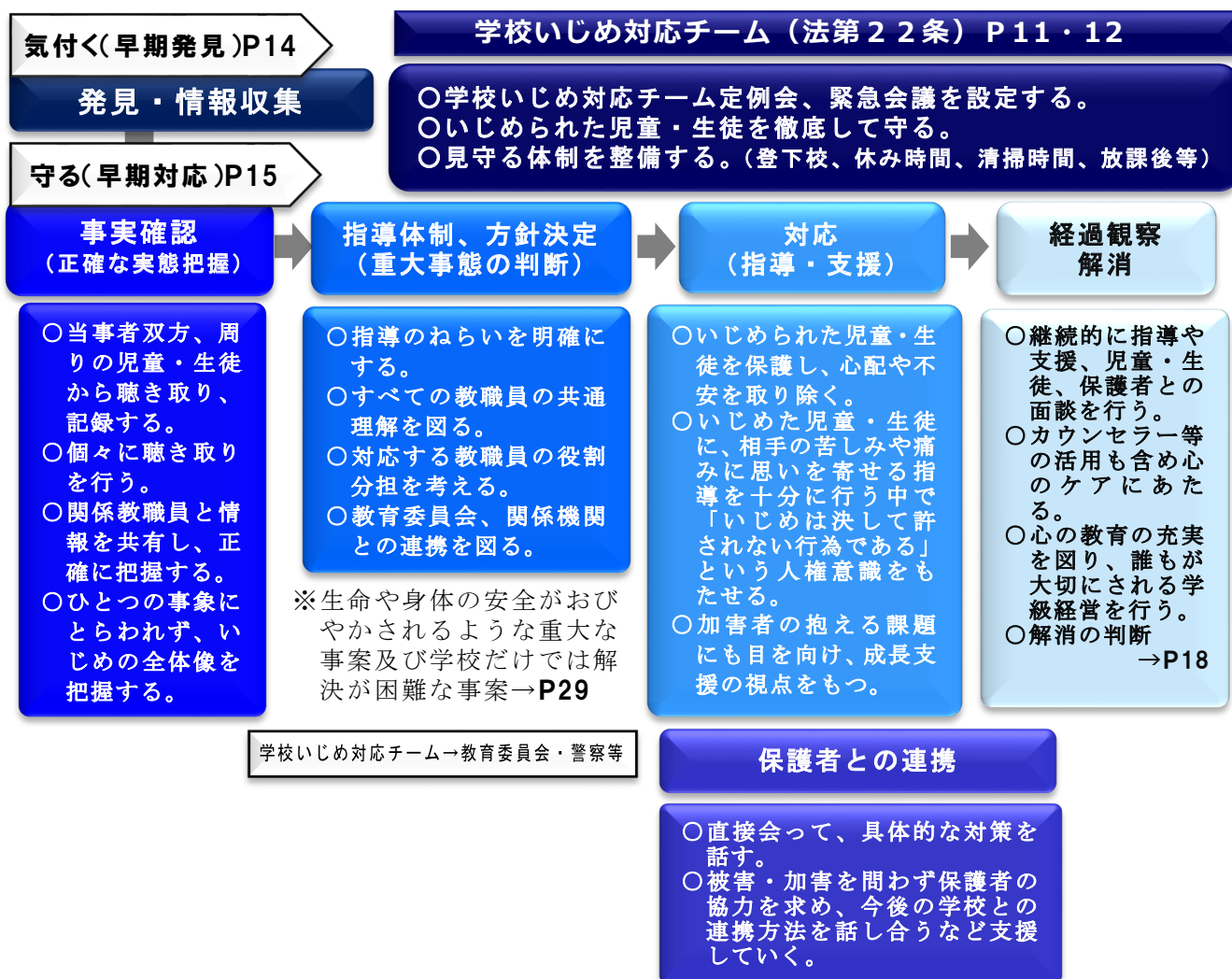
町田市立小・中学校におけるいじめ対応の流れ

フロー図① いじめ事案発生の組織的な対応の流れ

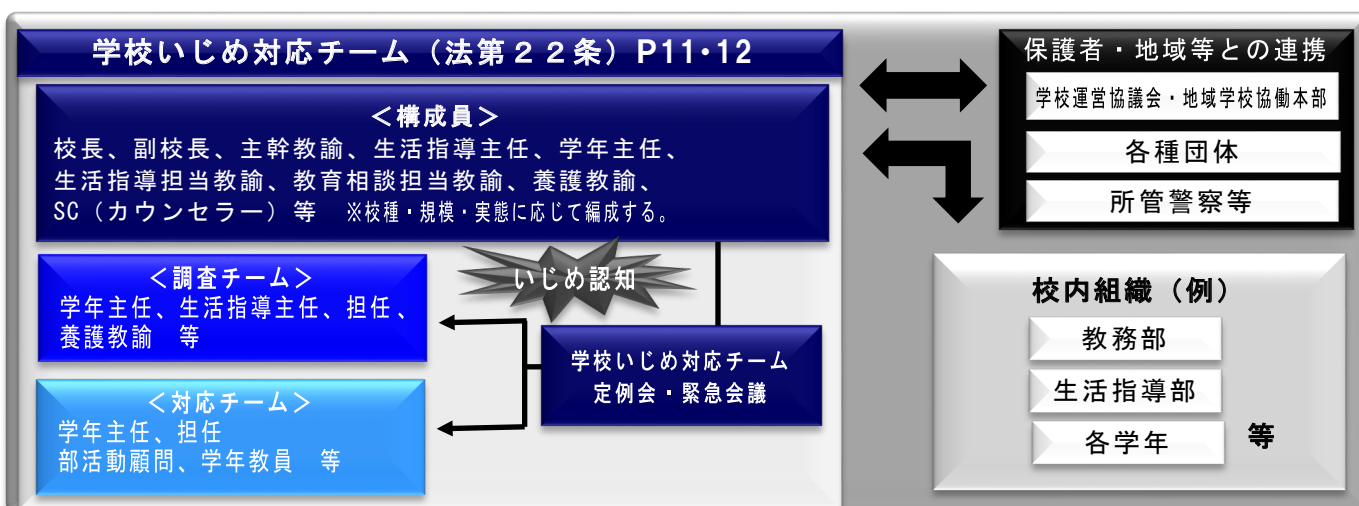
学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条）※基本方針に基づいて組織的に対応するP10・11



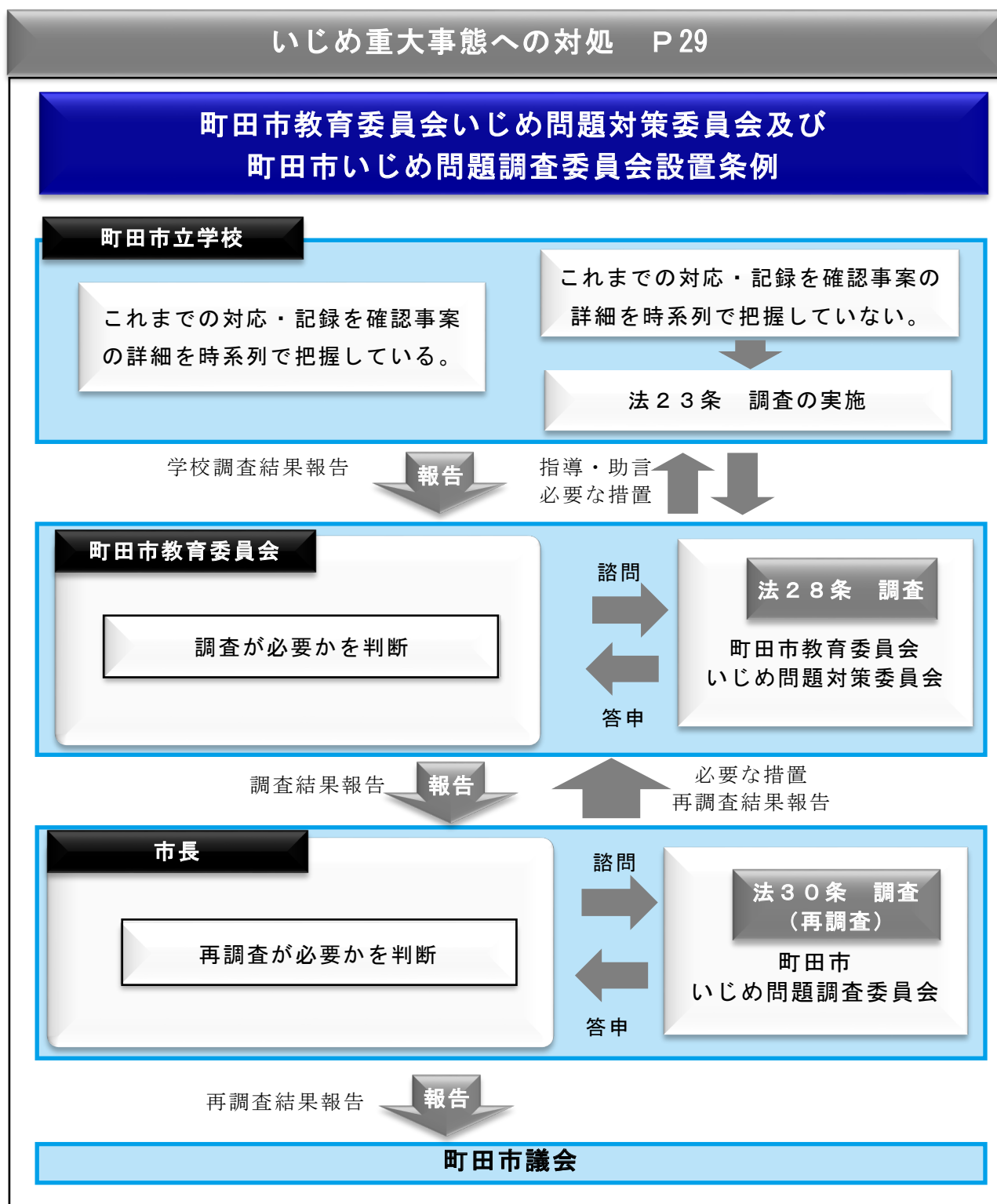
フロー図② いじめ対応の基本的な流れ



図③ 学校いじめ対応チーム 組織図



フロー図④ いじめ重大事態発生時の対応の流れ



1 いじめの防止等の対策に関する理念

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第3条に規定されている基本理念は次のとおりである。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

町田市では、この基本理念の下、かけがえのない児童・生徒たちがいじめによって悩み、苦しむことなく、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、強い決意で取り組んでいく。

2 いじめの定義 **法第2条**

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と**一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**」をいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

法は、いじめを受けた児童・生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童・生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童・生徒の立場に立つことが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害を受けている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断は慎重に行う。いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があることや、仮に軽微に見える事でも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめを受けた児童・生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童・生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教職員の指導がなくても良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

3 いじめの態様

いじめの態様とは、心理的・物理的な攻撃のことである。

(●心理的 ■物理的)

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコン、携帯電話、携帯ゲーム機等で、掲示板への書込みによる誹謗中傷、個人情報への勝手な掲載、虚偽内容の掲載、なりすまし、チェーンメール、悪質な画像・動画投稿等の嫌なことをされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

(「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)より引用)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。大切なことは、それらを明確にすることよりも、いじめにつながる心配があると判断した事例全てに対して、適切に対応することである。

4 いじめの理解

- いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童・生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得る。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであることを理解して対応に当たる。

- 「友人関係」における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わることにも注意する必要がある。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、社会全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが大切である。具体的には、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば仲間意識に起因する排他性、集団内での人間関係の序列化など）を理解して対応するとともに、「観衆」としていじめをはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめを見て見ぬふりをし周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。
- いじめは、大人の前で行われることはごくまれである。また、大人の前で行われていた場合も、気付かれないような言動によるものが多くある。そのため、より多くの大人が連携して見守るとともに、児童・生徒の些細な変化などサインを見逃さないようにする必要がある。
- 大人が他者の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった振る舞いが、児童・生徒に影響を与えている可能性があることを大人は自覚する必要がある。
- いじめの要因や背景は、本人の状況、児童・生徒の関係性、家庭、学校さらには社会の状況等さまざまである。いじめの行為については厳しく指導を行うが、生活指導上の問題として捉えるだけでなく、その後の支援として、被害を受けた者だけではなく、加害の行為を行った者に対してもきめ細やかに継続的に行っていく必要がある。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（１）いじめの防止

- 児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- 児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うために、すべての学級で「いじめに関する授業」を年間３回以上実施する。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、児童・生徒がストレス等に適切に対処できる力を育む。
- 全ての児童・生徒が安心でき、自己肯定感や自己有用感を育み、学校生活において充実感のもてる学校づくりを行っていく。
- いじめ問題に対しては、保護者（家庭）や地域、関係機関と一体となって取り組んでいく。

（２）早期発見

- 児童・生徒が、不安や悩み等について、身近にいる大人や相談機関等に伝えたり相談したりできる環境づくりを行う。

- 児童・生徒の些細な変化や兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知すること、また、一人で判断することなく「学校いじめ対応チーム（学校いじめ防止等対策委員会）」（以下「学校いじめ対応チーム」という。）」を中心として組織的に情報を共有し、判断し対応する。
- いじめの早期発見のために、毎月「心のアンケート」を実施する。
- 「心のアンケート」だけでいじめの有無を判断するのではなく、普段の児童・生徒の様子を丁寧に観察し、いじめの兆候を見逃さないようにする。
- 「心のアンケート」の結果については、担任だけではなく複数の教員及び管理職で確認をする。
- 保護者（家庭）や地域と連携した児童・生徒の見守り体制をつくる。

（３）いじめへの対処

- いじめへの対処は、「学校いじめ対応チーム」を中心として組織的に行う。
- いじめが確認された場合、直ちにいじめを受けている児童・生徒及びいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保するとともに、継続した見守り、支援を行う。
- いじめの行為に対しては、毅然とした指導を行い、直ちにその行為をやめるように指導する。あわせて、いじめをしたとされる児童・生徒に対しては、事情を確認するだけではなく、周囲の情報も収集して適切に指導及び継続的な支援を行う。
- いじめへの対処は学校だけではなく、保護者（家庭）と連携し、事案によっては教育委員会や関係機関と連携する。
- 重大事態が疑われる場合には、速やかに関係機関と連携し対応する。

（４）家庭や地域、関係機関との連携

- 学校運営協議会をはじめ、PTA等保護者との組織、地域の関係団体、関係機関と、いじめ問題を含む児童・生徒の健全育成について、共通理解を図り連携し協働して取り組む。
- より多くの大人が児童・生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校は保護者（家庭）、地域、関係機関と組織的に連携・協働する体制を構築する。
- 児童・生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導に十分な効果が表れない場合などには、関係機関と適切に連携する。
- 学校や教育委員会は、関係機関との適切な連携が図られるよう、日頃から関係機関の窓口（担当者）を明確にするとともに、連絡会議等による情報共有体制を構築する。

学校は、法第13条の規定に基づいて学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行うため、法第22条に基づき、当該学校の複数の教職員を中心に構成される、「学校いじめ対応チーム」を中核として、校長のリーダーシップの下、教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定 **法第13条**

(1) 策定の意義

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童・生徒及びその保護者に対し、児童・生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの抑止につながる。
- いじめを行った児童・生徒への成長支援の観点を学校いじめ防止基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童・生徒への支援につながる。

(2) 内容

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見、いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制の充実、児童・生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

- いじめ防止等に向けての基本理念（いじめは絶対に許されないこと、いじめを受けている児童・生徒を守り抜くことを含む。）
- いじめ防止等に関する取組（未然防止、早期発見、早期対応）
- 早期発見、事案対処を実施するためのマニュアル（心のアンケート、個人面談等の実施やそれらの結果の検証及び組織的な対処方法など）
- 学校いじめ対応チームの組織（構成員）と運営、活動内容
- いじめに関する校内研修計画及び授業計画

上記の内容を踏まえた具体的な取組については、各学校の「学校いじめ防止基本方針」において示すこととする。

(3) 学校評価の評価項目への位置付け

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況については、学校評価の

評価項目に位置付けることが必要である。

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取り組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取り組み、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談等の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価すること。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

（４）学校いじめ防止基本方針の周知

策定又は変更した学校いじめ防止基本方針については、学校に所属する全ての教職員に周知するとともに、学校に在籍する児童・生徒、その保護者、地域住民その他の関係者に周知を図るものとする。

周知に当たっては、学校のホームページへの掲載、学校だより、保護者会などにより、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、児童・生徒やその保護者に対しては、策定又は変更時のほか、入学時や年度初め等の機会を捉えて、定期的に周知するものとする。

（５）不断の見直し

学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止や早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容について、年間の推進計画も盛り込みながら策定するものであり、より実効性の高い取組の実施に向け、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを法第２２条の組織「学校いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要な見直しが随時図られるようなＰＤＣＡサイクルを機能させながら、不断の見直しを行う。

２ 学校の組織づくり **法第２２条**

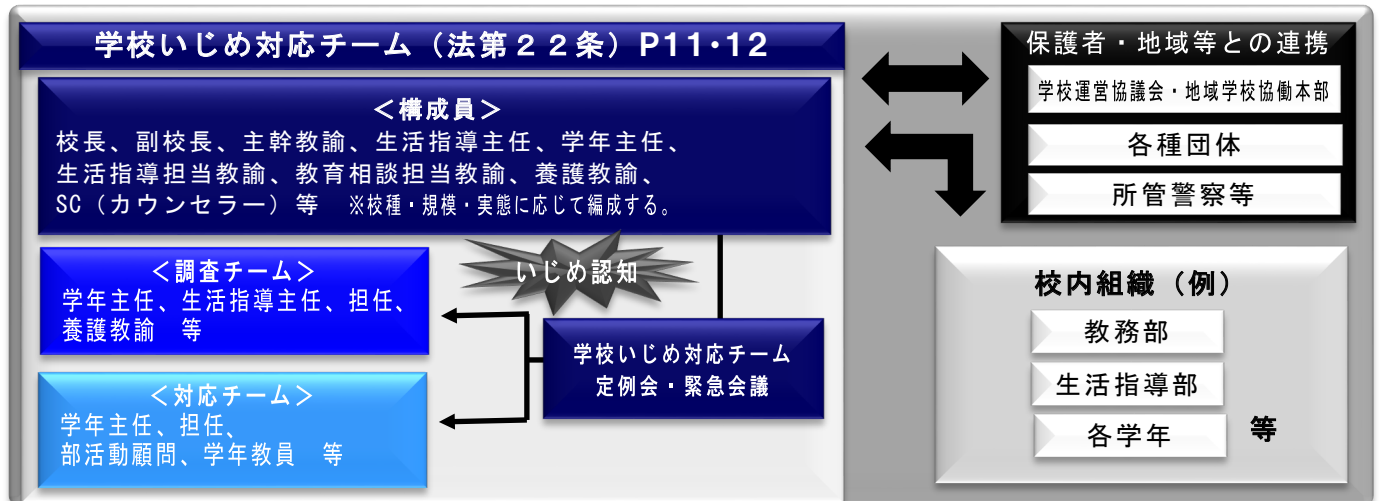
法第２２条に基づき、学校は、当該校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ対応チーム」を設置する。

学校いじめ対応チームは、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの適切かつ迅速な対処等、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものであり、具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【学校いじめ対応チームの構成員】

基本的に、校長、副校長、生活指導主任、主幹教諭、学年主任、生活指導担当教諭、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等により構成する。内容・案件により、他の必要な教職員やスクールソーシャルワーカーなどの外部の専門家も参画させるなど、校長が実情に応じて定めるものとする。

【学校いじめ対応チーム 組織図】（３ページ 図③ 再掲）



（１）未然防止

- いじめの未然防止のため、月１回「学校いじめ対応チーム」定例会を開催することにより、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ※「学校いじめ防止対応チーム」定例会の内容
 - ・心のアンケートの実施後の情報共有
 - ・いじめ事案の確認
 - ・いじめ事案への対応方針の検討
 - ・いじめ事案の経過報告 など

（２）早期発見・早期対応

- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめ（「疑い」を含む。）に係る情報がある場合には、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童・生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う（いじめの認知）役割
- いじめを受けた児童・生徒に対する支援、いじめを行った児童・生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- いじめに関する事案における、児童・生徒に対応する教職員等への指導・助言をする役割
- いじめに関する事案についての内容や対応記録の保管・引継ぎをする役割

(3) 取組の検証

- 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを毎年行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

3 学校等で行われるいじめへの取組

(1) いじめを「防ぐ」（未然防止）

いじめは、どの児童・生徒にも起こり得るということを踏まえ、学校は、いじめの未然防止の取組として、児童・生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に向けて、児童・生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童・生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるようにする。

いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実により、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。特に、発達障がいを含む障がいがある児童・生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童・生徒、災害等により被災した児童・生徒等、人権上の配慮が必要な児童・生徒については、日常的に保護者と連携しながら、他の児童・生徒に対して適切な指導を行う。また、「SNS 学校ルール」について指導を行い、インターネットや携帯電話を利用したいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させることが大切である。

さらに、教職員の言動が、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うとともに、「不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ」について、校長講話、学級指導等の機会を捉え、全ての児童・生徒を対象として、全教職員が計画的に指導を行う。

上記の趣旨を踏まえ、全ての学級で、「いじめに関する授業」を年間3回以上実施する。

- 児童・生徒同士の心のつながりを育む取組を意図的・計画的に行う。
- 普段から児童・生徒と密接に関わり、児童・生徒理解に努め、児童・生徒の立場に立って気持ちを受け止める。
- 普段から、教員同士及び教員と保護者とも密な情報交換をしておく。
- カウンセリングマインドを生かした指導を心がける。（傾聴・受容）

(2) いじめに「気付く」(早期発見)

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きににくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、「町田市立学校 心のアンケートチェックリスト」(P 4 0 参照) や「町田市立学校いじめ・虐待防止等のチェックリスト」(P 4 1 参照)  などを活用し、全教職員で実施する等、具体的に取り組む。

また、学校は、毎月実施する心のアンケートや教育相談の実施等により、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、児童・生徒からいじめの相談があったときは、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。教職員は、児童・生徒が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童・生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解する。児童・生徒がいじめを受けていても、心のアンケートで「いじめられている」旨の回答をしない場合があることに留意する。

さらに、インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は、情報モラル教育(※)の推進による児童・生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める必要がある。

※ 情報モラルについては、(Machida Next Education～いつでも どこでも だれとでも～ 家庭学習推進の手引き)を参照。 

- 休み時間や放課後の雑談等の機会に児童・生徒の様子に目を配るなど、学級担任等による日常的な児童・生徒への声掛けと様子の観察を行う。児童・生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、児童・生徒に安心感を与えるとともに、いじめ発見にもつながることがある。
- いじめを含め、児童・生徒が抱える悩みや不安等を幅広く把握するとともに、その解決方法について相談に応じるため、学級担任等は定期的に個人面談を実施する。
- 日常生活の中での教職員からの声掛け等、児童・生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- 心のアンケートを毎月実施し、いじめやいじめの疑いがある事例及びいじめに発展する心配がある事例等について、情報を的確に把握し迅速に対応する。また、教職員の児童・生徒理解を深め、日常の指導に生かす。
- 教職員が輪番制等により、校門や玄関で、登下校時に児童・生徒へ挨拶を行い、様子をきめ細やかに観察する。また、休み時間なども教職員が毎日

校舎内外を巡回し、いじめ等の行為が行われていないかを確認したり、児童・生徒に声をかけたりする。

(3) いじめから「守る」(早期対応)

「いじめはどの学校でもどの児童・生徒にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、指導・支援が必要であり、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、抱え込まずに、また対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対応チームにおいて情報共有を行った後は、管理職のリーダーシップの下、事実関係の確認や、ケース会議などを行い、組織的に対応方針を決定する。いじめを受けた児童・生徒を徹底して守り通すことが必要であり、合わせて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童・生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。

いじめを行った児童・生徒に対しては、当該児童・生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童・生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童・生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、いじめを受けた児童・生徒の意向にも配慮した上で、警察と連携して対応していく。

○ スクールロイヤーの活用

いじめ問題に対して、学校が法的観点から助言をもらい、いじめ問題の未然防止、早期対応、早期解決を図る。

【いじめ発見時の対応】

① いじめられた児童・生徒、いじめを知らせた児童・生徒を守り通す

- ・ いじめられていると相談に来た児童・生徒や、いじめの情報を伝えに来た児童・生徒から話を聴く場合は、他の児童・生徒の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮をする。また、事実確認は、いじめられている児童・生徒といじめている児童・生徒を別の場所で行うことが必要である。
- ・ 状況に応じて、いじめられている児童・生徒やいじめ情報を伝えた児

童・生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- ・ いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などについて、いじめている児童・生徒から聴き取るとともに、周囲の児童・生徒や保護者など第三者からもできる限り詳しく情報を集め、正確に把握する。なお、保護者対応は複数の教職員であたり、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

＜把握すべき情報例＞

- ◇ 誰が誰をいじめているのか？・・・・・・・・・・【加害者と被害者の確認】
- ◇ いつ、どこで起こったのか？・・・・・・・・・・【時間と場所の確認】
- ◇ どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？・・・・・・・・【内容】
- ◇ いじめをしてしまった動機、背景は何か？・・・・・・・・・・【要因】
- ◇ いじめのきっかけは何か？・・・・・・・・・・【背景】
- ◇ いつ頃から、どのくらい続いているのか？・・・・・・・・・・【期間】

【いじめが起きた場合の対応】

① いじめられた児童・生徒に対して

＜児童・生徒に対して＞

- ・ 事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 学校全体で組織的に解決していく姿勢を伝える。
- ・ 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

＜保護者に対して＞

- ・ 発見したその日のうちに、電話連絡や家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・ 家庭での児童・生徒の変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談するよう伝える。

② いじめた児童・生徒に対して

＜児童・生徒に対して＞

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、児童・生徒の背景にも目を向け、成長支援という観点をもちながら指導する。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちをいじめられた側の立場にたって認識させる。

＜保護者に対して＞

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童・生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 児童・生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図り支援する。

③ 周りの児童・生徒 に対して

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・ いじめに関する体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した指導

- ・ いじめが解消したと判断した場合でも、引き続き十分な観察（少なくとも3ヶ月を目安とする）を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・ スクールカウンセラー等の教育相談の機会の設定、担任教員と当該児童・生徒との日記や手紙などの方法で積極的に関わることを通して、その後の状況について把握に努める。
- ・ いじめられた児童・生徒のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻せるよう支援する。
- ・ いじめられた児童・生徒、いじめた児童・生徒双方にカウンセラーや関係機関との連携を含め、心のケアにあたる。
- ・ いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てていじめのない学級づくり、学校づくりへの取組を強化する。

(4) いじめの解消

いじめ防止等のための基本的な方針 第2-3(4)【文部科学大臣決定】

いじめへの対応にあたっては、「仲直りした」、「謝罪が済んだ」、「楽しそうに会話する姿が見られるようになった」など、**表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したとして、被害の児童・生徒への対応を終えてしまうことがあってはならない**。当該の児童・生徒の様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようになるまで支援を継続する。

なお、いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、以下に示す2つの条件が満たされていることを含め、学校いじめ対応チームが児童・生徒の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童・生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が**止んでいる状態が相当の期間継続していること**。この相当の期間とは、**少なくとも3か月を目安**とする。ただし、被害が重大な場合は、教育委員会又は学校いじめ対応チームの判断により、長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童・生徒、いじめを行った児童・生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。また、面談等により、保護者へ学校での様子を伝えたり、家庭での様子を伺ったりするなど、継続的に注視する。

② いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童・生徒が**いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること**。**いじめを受けた児童・生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認**する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童・生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。校内の学校いじめ対応チームにおいては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童・生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担などを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

（５）特に配慮が必要な児童・生徒

いじめは、どの児童・生徒にも起こり得る可能性があり、下記の児童・生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童・生徒については、日常的に、当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- 発達障がいを含む、障がいのある児童・生徒
- 海外から帰国した児童・生徒や外国籍の児童・生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童・生徒
- 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童・生徒

（６）学校運営協議会の活用

保護者や地域が学校運営に参画する「学校運営協議会」や、学校と地域との懇談会等を活用し、「学校いじめ防止基本方針」の周知を行うとともに、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。

【学校におけるいじめを「防ぐ」、いじめから「守る」ための取組】

いじめに関する授業の実施	全ての学級において、「いじめに関する授業」を特別の教科道徳や特別活動の年間指導計画に位置付け、年３回以上実施する。 児童・生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動や、児童・生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるようにする。
いじめに関する校内研修	全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、適切に組織的な対応を行うことを徹底させる。また、児童・生徒の様子から軽微な段階でいじめに気付くことができるようにするなど、教職員の対応力の向上を図る。 ・校内におけるいじめに関する研修（年３回以上）
道徳授業地区公開講座	児童・生徒の豊かな心を育てるために、道徳の授業公開や意見交換会を通して、家庭・学校・地域が一体となった道徳教育を推進する。
心のアンケート 	全ての児童・生徒を対象に毎月１回、実施時期によって内容の異なるいじめの実態調査を実施する。いじめやいじめの疑いがある事例及びいじめに発展する心配がある事例等について、情報を的確に把握し迅速に対応する。また、教員の児童・生徒理解を深め日常の指導に生かす。

スクールサイン 	いじめ等の悩みを受け付ける窓口として、いじめ匿名連絡サイト「スクールサイン」を活用し、いじめの早期発見・早期解決につなげる。 児童・生徒の一人1台端末にブックマーク登録し、いつでも投稿できるようにする。また、教育委員会から投稿があった旨の連絡を受けた学校は迅速に確認及び対応する。
学校運営協議会 地域学校協働本部	町田市では、小・中学校全校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとしている。各学校では、地域と協働して様々な教育活動を発展させていく。
保護者会 PTA 学校便り	学校の取組姿勢を理解されることが、早期の情報収集につながる。学校は、保護者会や学校便りを活用し、日頃から学校いじめ基本方針等を説明する。PTAの役員等が被害・加害の児童・生徒の保護者に働き掛けることが効果的な場合があるため、各学校で連携・協力関係の構築を図る。
登下校時の見守り	被害の児童・生徒のみならず、周囲の児童・生徒も、多くの大人に見守られていることを実感できるようにするため、地域の方による登下校時の見守りを行う。
学校評価 	いじめの問題に対する学校の取組について、市立小・中学校全校の学校評価において、共通の評価項目を設定する。各学校では、点検・評価を行い、取組の改善・充実を図る。

4 インターネット上を通じて行われるいじめへの取組

(1) インターネット上のいじめの特徴

① 閉鎖性が高いため、発見が難しい。

児童・生徒だけの SNS グループやチャット等の中で、被害者に対する誹謗中傷や無視が行われることがある。表面上の人間関係には変化が見られないことも多く、被害者の子どもが身近な大人に相談するまで判明しないことも多い。

② 匿名性が高いため、いじめがエスカレートしやすい。

インターネットの中では、匿名で被害者を誹謗中傷することが容易である。ネット上に自分たちで撮影・共有した画像を悪意をもって拡散・加工したり、被害者の名前を語って、発言をしたりすることでいじめが発生することが多い。

(2) インターネット上のいじめを「防ぐ」(未然防止)

インターネット上のいじめを起こさないために、学校と家庭が連携・協力した情報モラル指導を行うことが大切である。

- 児童・生徒のスマートフォン・携帯電話を使う際には、家庭において子どもたちを危険から守るための具体的なルールづくりを行う。

参考：SNS 東京ノート

- 学校から貸与されているタブレット端末については、「タブレット端末を使う時のやくそく」(町田市教育委員会作成)  を学校と家庭で確認し、学習のどのような場面で使われているかやタブレット端末の機能等について、情報共有を行う。
- インターネットを使う利便性と合わせて、悪意のある人となつなってしまう怖さや個人情報が流失してしまう危険性についても指導する。

指導をしておくべきこと (ネットいじめの被害者にも加害者にもさせない。)

- ① SNS やチャット等の書き込みは、短い言葉で誤解を生むことがある。投稿する際には、内容をよく確認すること。
- ② 匿名でも書き込みや投稿した人を特定できること。
- ③ 個人情報を安易に発信することは、別の犯罪につながる危険性があること。また一度流失した情報は、簡単には削除できないこと。

(3) インターネット上のいじめに「気付く」(早期発見)

- インターネット上のいじめは見つけにくいことから、スマートフォンや携帯電話、タブレット端末を使用している時の表情の変化等を感じた場合には、躊躇なく声をかける。
- インターネット上のトラブルやいじめを発見した場合には、学校と家庭で情報を共有し、再発をしないように、両者で見守る。

(4) インターネット上のいじめから「守る」(早期対応)

① 加害者が特定できている場合

被害者と加害者が学校内で一緒に生活している場合には、学校いじめ対応チームで組織的にいじめの解決に向けて対応を行う。

<被害児童・生徒に対する対応>

- 受けた被害について、事実確認を行う。
- 当該児童・生徒の意向を踏まえて、対応に当たることを伝える。
- いじめを受けたことにより、心身ともに傷ついていることを鑑み、スクールカウンセラー等のケアを含めて、被害児童・生徒が安心して学校に通えるように対応する。

<加害児童・生徒に対する対応>

- いじめの事実確認、いじめに至った背景などについて、事実確認を行う。
- 加害児童・生徒がどのような気持ちでいじめにいたったか、個別の事例に応じて、丁寧に指導を行う。

<保護者に対する対応>

- SNS 等の書き込みがある場合には、保護者と共にその内容を確認し個人情報等の保護に基づき了承を得た上で、実際の書き込みの様子などを記録として保管する。

- いじめの内容、指導の経過について、保護者に対し、説明・相談するとともに、家庭での使用状況についても情報共有を行い、再発防止につなげる。

② 加害者が特定できない場合

＜被害児童・生徒に対する対応＞

- 受けた被害について、事実確認を行う。
- いじめを受けたことにより、心身ともに傷ついていることを鑑み、スクールカウンセラー等のケアを行う。

＜保護者に対する対応＞

- SNS 等の書き込みがある場合には、保護者と共にその内容を確認し個人情報等の保護に基づき了承を得た上で、実際の書き込みの様子などを記録として保管する。
- 保護者に加害者の特定、インターネットに流失した情報の削除の対応について、最寄りの警察に相談することを要請する。警察の指導に従って、インターネットに流失した情報の削除等の対応をとる。**法第19条 第3項**

（５）インターネット上のいじめの解消

- インターネット上のいじめが解消しているかどうかについては、指導後一定期間（16ページ「いじめの解消」に基づく）見守ることによって、解決が図られているかどうかを注意深く見守る。
- インターネットに誹謗中傷の内容や画像が拡散されている場合には、それがサイト責任者によって削除されているかどうかを確認する。

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置 **法第14条**

(1) 町田市いじめ問題対策委員会の設置

町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例

教育委員会は、法第14条第3項に基づき、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、条例により、「町田市いじめ問題対策委員会」を設置する。年2回程度開催する。

当委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、迅速に対応及び調査をするために、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。

当委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（5人以内）をもって構成する。

【委員の選定について】

本基本方針改定後（2022年4月以降）に選出する委員は、職能団体等からの推薦等により、いじめ事案の関係する者と直接の人間関係がある又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

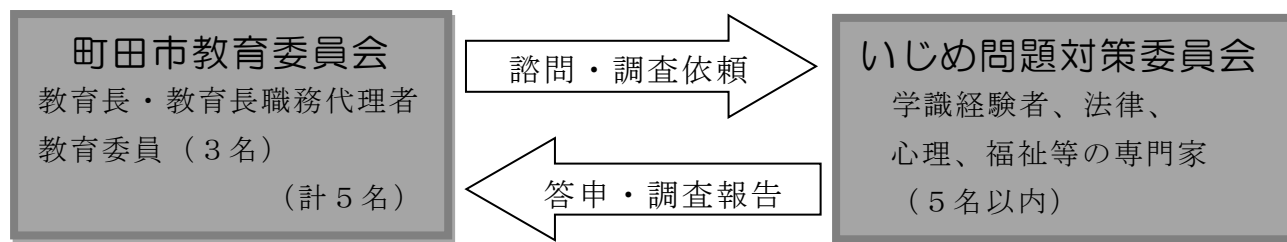
【法第14条に基づく委員会が常設である理由】

第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、迅速に対応及び調査をするため、当委員会が調査することとする。

【当委員会の役割】

- ① いじめの防止等の対策の問題点・改善策、いじめ防止等のための対策の推進等について、専門的な立場から意見を述べる。
- ② いじめによる重大事態発生時には調査を行い、いじめの内容と事実関係について、学校及び教育委員会の対応について、再発防止に向けての学校及び教育委員会への提言など、その結果を教育委員会に報告する。

町田市教育委員会の附属機関「町田市教育委員会いじめ問題対策委員会」



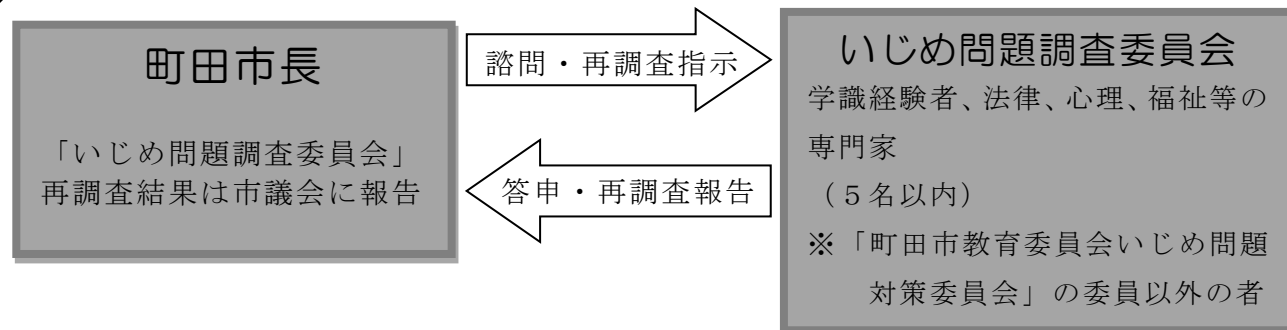
【役割】① いじめの防止等の対策の問題点・改善策、いじめ防止等のための対策の推進等について、専門的な立場から意見を述べる。

② いじめによる重大事態発生時には調査を行い、いじめの内容と事実関係について、学校及び教育委員会の対応について、再発防止に向けての学校及び教育委員会への提言など、その結果を教育委員会に報告する。

【構成】 学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等（5人以内）

【任期】 2年間

町田市長の附属機関「町田市いじめ問題調査委員会」



【役割】 市長が必要と認めるときに、教育委員会や学校の報告内容を精査し、いじめによる重大事態への対処や再発防止策に必要な措置を講じるための再調査を行い、その結果を市長に報告する。

【構成】 学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（5人以内）で「いじめ問題対応チーム」の委員以外の者

【任期】 市長が委嘱したときから、調査委員会が再調査を終了したときまで。

2 いじめ全般における取組

(1) いじめを「防ぐ」(未然防止)

- 児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 児童・生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動の推進、児童・生徒及びその保護者並びに教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。
- いじめを早期に発見するため、児童・生徒から SOS を引き出し、発信しやすくする仕組みや関係づくり、環境をつくる取組を別表【未然防止・早期発見のための取組】のとおり進める。

(2) いじめに「気付く」(早期発見)

- 児童・生徒からのいじめやいじめの疑いがある事例及びいじめに発展する可能性がある事例等について、情報を的確に把握するとともに、早期発見・早期対応など迅速に対応するために、全校で月 1 回の「心のアンケート」を実施する。
- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じて教職員の資質・能力の向上を図る。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとした幅広い人材を活用し、児童・生徒が悩みを相談できる体制の充実や解決に向け調整・支援する取組の推進を図る。

【未然防止・早期発見のための取組】

教員研修 	いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じて教職員の資質・能力の向上を図る。 ・若手教員育成研修、中堅教諭等資質向上研修におけるいじめに関する研修 ・生活指導主任会におけるいじめに関する研修など
ふれあい月間 (6月・11月)	各学校が、いじめや不登校等の状況について、教員一人一人が「いじめ防止等の取組状況」チェックリストに取り組むなど、総点検を行い、学校がいじめに関する取組の現状や取組の効果等を把握し、改善につなげる。 教育委員会は、いじめや不登校等に関わる市の取組状況を把握するとともに、課題を明確にし、その充実・改善を図る。
hyper-QU 	hyper-QU を活用して、児童・生徒一人一人の悩みや学級全体の課題に適切な対応を図り、よりよい学

（学級満足度尺度、学校生活意欲尺度、ソーシャルスキル尺度を把握する心理検査）	校生活を送ることができるための集団づくりを進めることによって、学校がいじめ等の未然防止に積極的に取り組めるようにする。小学校第5学年、中学校第2学年で、年間2回実施する。（実施学年については、今後変わる可能性もある。）
教育相談 （教育センター）	市内の児童・生徒の様々な教育上の問題について、本人、保護者、学校・保育園・幼稚園関係者の相談に応じる。 いじめの相談においては、児童・生徒の心のケアを最優先にした対応をしている。相談者の同意の下、学校や指導主事と情報を共有し、いじめの解消にむけた取組に努めている。
スクールソーシャルワーカー （教育センター）	社会福祉の専門的知識・技術を活用して、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけて調整し、様々な関係機関とともに問題の解決を目指す。 いじめに関する相談を受けた場合や、いじめと受け取れる状態を把握した場合は、速やかに当該校の管理職や担任と情報を共有し、連携して対応する。
東京都公立学校 スクールカウンセラー 町田市 スクールカウンセラー	公認心理師や臨床心理士等の資格をもつスクールカウンセラーにより、様々な問題を抱え、心理状態が不安定な児童・生徒の心の内面のケアを図る。 小学校第5学年、中学校第1学年の児童・生徒に、全員面接を実施する。 いじめの情報等をキャッチした場合は、相談者の同意の下、管理職へ報告する。

（３）いじめから「守る」（早期対応）

- 教育委員会は、学校に対して、いじめへの適切かつ迅速な対処等に関し、必要な助言・指導を行うとともに、いじめが発生した場合には、その状況に応じて、指導主事等の職員や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家等の派遣を行う。また、学校による対処が困難な場合等には、当該学校と共同で事実関係の調査に当たるなど、教育委員会は学校のいじめの解決に向けた取組を支援する。
- 法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について必要な調査を行う。
- 学校だけでは解決が困難な事案に対し、早い段階で、学校が直接、スクールロイヤーのアドバイスを受けられる体制を整える。

【早期対応のための取組】

いじめ110番 	小・中学校のいじめに関する相談を受け付けている。教育委員会から、学校に対して、いじめの状況を確認し、いじめへの適切かつ迅速な対処等に関し、必要な助言・指導を行う。必要に応じて、指導主事やスクールソーシャルワーカーを当該の学校へ派遣する。
いじめ対応へのサポート	指導主事・スクールソーシャルワーカー・臨床心理士等がいじめ問題に学校とともに取り組み、児童・生徒、保護者への支援を行う。
スクールロイヤー 	いじめ問題に対して、法的観点から学校に助言を行い、いじめ問題の未然防止、早期対応、早期解決を図る。

（４）学校評価、学校運営改善の実施

① 学校評価、教員による取組評価について

ア 学校評価について

学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たって、いじめ事案の有無やその多寡を評価するのではなく、日常の児童・生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の適切かつ迅速な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童・生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に向けた取組を進めるものとする。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けることとし、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

○ 町田市教育委員会としては、共通の評価項目 として18項目設定しており、その中の項目に「学校は、いじめ防止や体罰防止に取り組み、子どもの人権を大切にしている。」を設定している。市全体の傾向を把握し、各学校に状況や対応について周知する。各学校は、学校いじめ防止基本方針やいじめ防止に関する取組の改善に生かす。

イ 教員による取組評価について

教員が個々のいじめ防止等に向けた取組状況を積極的に振り返ることが重要である。

日常の児童・生徒理解、未然防止や早期発見に関する取組、いじめの問題を抱え込まず速やかに情報共有を図り、組織的な取組に努めているかという視点で教員一人一人がいじめに関する取組について確認を行う。各学校はいじめ防止等の取組の課題について把握し改善するよう努める。教育委員会は、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

- 6月と11月を「ふれあい（いじめ防止強化）月間」とし、教員一人一人が「いじめ防止等の取組状況」チェックリストに取り組み、自校のいじめ防止等の取組の課題や改善に向けた方策について、全教職員で共有し、いじめ防止に関する取組の改善に生かす。

② 学校運営改善の支援

①の結果を基に、市全体の状況を分析し、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするために必要な体制整備を図っていく。

3 インターネットを通じて行われるいじめへの取組

（1）インターネット上のいじめを「防ぐ」（未然防止）

- 児童・生徒及び保護者に対して、「タブレット端末を使う時の約束」（町田市教育委員会）を配布し、タブレット端末使用時の注意事項や危険性について周知する。
- 情報モラルの指導について、発達段階に応じて身に付ける力を示し、教員が系統的に指導できるようにする。
- 児童・生徒に貸与しているタブレット端末については、SNS等の学習に関係のないウェブサイトへのアクセス制限をするなどの技術的対策を行う。

（2）インターネット上のいじめに「気付く」（早期発見）

- 早期発見・早期対応など迅速に対応するために、全校で月1回の「心のアンケート」を実施する。

（3）インターネット上のいじめから「守る」（早期対応）

- 児童・生徒に貸与しているタブレット端末の一人一人の使用状況については、ログを取得し管理している。
- 警察等の関係行政機関とスマートフォンやパソコンの履歴確認の照会方法や学校の対応、必要な指導等についての連携を図る。

IV

重大事態への対処

1 重大事態の意味 **法第28条**

法第28条第1項において、次に掲げる場合をいじめの重大事態としている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「いじめにより」とは、各号に規定する児童・生徒の状況に至る要因が当該児童・生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。市、教育委員会及び当該児童・生徒が在籍する学校は、当該重大事態に係るいじめを受けた児童・生徒の生命、心身又は財産の保護を最も優先して対処しなければならない。

併せて、重大事態への対処及びその公表に当たっては、当該重大事態に係るいじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向に配慮しなければならないことにも留意し、市対処方針等を踏まえ丁寧に対応するものとする。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」については、いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

いじめ防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定） 第2 - 4

- 児童生徒が自死を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

②の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

いじめ防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定） 第2 - 4

①・②に当てはまらない場合でも、児童・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童・生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査

をしないまま、いじめ重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 重大事態の判断（5 ページ 図④ 参照）

重大事態の調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で速やかに開始しなければならない。

重大事態に該当するか否かの判断は、学校からの第一報をもとに学校と教育委員会が協議し、客観的・多面的に判断し、速やかに対処方針を共有する。

3 重大事態の報告 **法第30条**

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告する。

4 重大事態の調査の主体と調査組織 **法第28条**

重大事態の調査は、法第28条によれば、学校の設置者（教育委員会）が主体となっていく場合と学校が主体となっていく場合が考えられ、いじめ防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）において、「学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する」と示されていることから、本市においては、対象事案に応じて次の区分に基づき、教育委員会が判断する。

学校が主体となっていく調査を行った場合でも、その後、教育委員会が必要と認めるときは、町田市教育委員会いじめ問題対策委員会委員会（教育委員会の附属機関）によって調査を行う。

児童・生徒が自死した際には、学校がいじめが原因ではないと捉えている場合でも、いじめを想定して、まず学校において調査を実施する。

（1）学校主体の調査 **法第23条**

〔対象事案〕

- いじめにより、当該学校に在籍する児童・生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより、当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〔調査組織〕

各学校に設置の「学校いじめ対応チーム」を母体として、学校の職員以外の委員（心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等や、学校評議員、PTA役員、学校医等）を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織を設置する。児童・生徒への聞き取りや教職員への聞き取り等を通して調査を行う。

〔対応の流れ〕

ア 被害児童・生徒、保護者等に対する調査方針の説明など

- 調査の目的・目標
- 調査主体（組織の構成員、人選）
- 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- 調査事項（いじめの事実関係、学校の対応等）
- 調査対象（聞き取り等をする児童・生徒、教職員の範囲）
- 調査方法（アンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順）
- 調査結果の提供（被害者側、加害者側に提供等）

「いじめがなかった」
などと断定的に説明し
ないこと。

イ 調査の実施

- ① 文書情報の整理（心のアンケート、教員の記録等）
- ② アンケート調査
- ③ 聞き取り調査
- ④ 情報の整理 ※
- ⑤ 再発防止等の検討
- ⑥ 報告書のとりまとめ

被害児童・生徒やいじめに関する
情報を提供してくれた児童・生徒
を守ることを最優先とする。

（概要、対応経過及び内容、関係者から聞き取った内容（関係児童、教員）、学校の所見、再発防止のための取組等）

※④は、①～③を時系列にまとめるなど整理し、情報の分析・評価を行う。

ウ 調査実施に当たっての留意事項

- 調査対象者、保護者等に対する説明

アンケートについては、学校等によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること、及び結果を被害児童・生徒、保護者に提供する場合があることを、予め調査対象者である他の児童・生徒及びその保護者に説明した上で行う。

- 児童・生徒に対する調査

アンケート調査等によりいじめの事実関係を把握する際、被害児童・生徒やいじめに係る情報を提供してくれた児童・生徒を守ることを最優先とし、調査を実施する。

- 記録の保存

調査により把握した情報の記録は、町田市の文書管理規定等に基づき適切に保存する。

- 被害児童・生徒、保護者に対して、調査の進捗等の経過報告を行う。

- 学校いじめ防止基本方針等に基づく対応が適切に行われていたかなどの分析を行う。

エ 調査結果の説明・報告

調査に係る情報提供や調査結果の説明等を行う。

- 被害児童・生徒及び保護者に対する調査に係る情報提供及び調査結果の説明
- 教育委員会、市長等に対する調査結果の報告
- 加害児童・生徒及び保護者等に対する調査結果の情報提供

いじめ防止対策推進法

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(2) 教育委員会主体の調査 法第28条

〔対象事案〕

- 自死が疑われる場合や、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童・

生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断される場合には、教育委員会が主体となって調査を行うものとする。

〔調査組織〕

条例によりあらかじめ設置される町田市教育委員会いじめ問題対策委員会（教育委員会の附属機関）を調査組織とする。（町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例 第3条）

いじめ防止対策推進法

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

学校主体の調査

・「学校いじめ対応チーム」を調査組織とする。



報告

教育委員会主体の調査

・「町田市教育委員会いじめ問題対策委員会」を調査組織とする。

・学校から報告を受け、上記「4（2）」の対象事案に該当する場合に調査を実施する。

5 実施する調査の内容 **いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 第5**

重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因

となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童・生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）」の「第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針等」を参考に、説明事項の6項目の内容を踏まえて説明し、適切に調査を進める。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

教育委員会及び学校は、事実については調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

また、調査や再発防止に当たっては、いじめ防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）に示されているように、特に次の事項に留意しながら、いじめ防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）に添付された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント（別添2）」などを参考にしつつ、事案の状況を踏まえて、適切に取り組むものとする。

（１）いじめを受けた児童・生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童・生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童・生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童・生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめを受けた児童・生徒や情報を提供してくれた児童・生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童・生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童・生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめを受けた児童・生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童・生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

（２）いじめを受けた児童・生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童・生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童・生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童・生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童・生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

6 調査実施中の経過報告について

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 第6

学校の設置者（教育委員会）及び学校は、被害児童・生徒、保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗等の経過報告を行う。

7 その他の留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、いまだその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会及び学校は、義務教育段階の児童・生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童・生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめを受けた児童・生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

自殺の背景調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

8 その他の対応について

（1）他の保護者・PTAの協力体制

加害の児童・生徒が集団で暴行を加えたなど、犯罪に該当する重大性の高いいじめの行為が確認された場合、被害の児童・生徒が生命に関わる事態に至った場合、報道される状況が発生した場合などには、学校は教育委員会と連携の下に、緊急保護者会を開催し、個人情報に留意した上で、事実経過や学校の対応などの現状について説明する。

（2）マスコミ等の対応について

学校は、マスコミ等からの問い合わせに関しての対応について管理職に一本化する。学校が対応した問い合わせの内容等については、速やかに教育委員会に報告する。

（3）一般市民の対応について

個人情報保護の観点から、個人名を出すことや個人が特定されるような情報は出さないように注意する。また、学校付近でのビラの配布やインターネットやSNSなど、児童・生徒の安全確保を最優先とし、危害が加わる恐れがある場

合は、警察等の関係機関に協力を依頼する。

9 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への適切な情報提供及び説明

法第28条 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 第7

学校又は教育委員会は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童・生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。ただし、個人情報の保護を盾に説明を怠ることのないようにする。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者に提供することをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び助言を行う。

(2) いじめを行った児童・生徒及びその保護者への情報提供

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 第7

学校又は教育委員会は、いじめを行った児童・生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになったいじめの事実関係について説明し、個別に指導する。

説明に際しては、学校又は教育委員会は、他の児童・生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

(3) 調査結果の報告

調査結果については、諮問を受けた町田市いじめ問題対策委員会は、教育委員会に答申する。その後、教育委員会は、市長に報告する。

いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることができる。

10 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

法第30条 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 第10

(1) 再調査

市長は、法第30条第2項に基づき、調査結果の報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態（生命に関わる重大な被害等）の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査

の結果について、町田市いじめ問題調査委員会（市長の附属機関）により再調査を行うことができる。

この場合において、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」によれば、例えば、以下に掲げる場合は、学校の設置者（教育委員会）又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性があるため、市長は、再調査の実施について検討するとされていることから、このことを踏まえ、再調査の実施の可否について判断するものとする。

- 調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- 調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

（２）再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により町田市いじめ問題調査委員会を設置する。当該委員会は、市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の推薦を各専門家団体に求める等、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

（３）再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を行ったときは、法第３０条第３項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を議会に報告する。

さらに、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

1 できていますか？「防ぐ・気付く・守る」取組のチェックリスト

いじめを「防ぐ」 (未然防止)	☐ 教員の指導と学校の組織的な対応 学校いじめ防止基本方針、学校いじめ対応チーム ☐ 「町田市いじめ防止基本方針」
↓	
いじめに「気付く」 (早期発見)	☐ 「心のアンケート」の毎月実施 ☐ 学校いじめ対応チームによる情報共有 ☐ スクールカウンセラーの活用 ☐ 保護者・地域住民との連携
↓	
いじめから「守る」 (早期対応)	☐ 学校いじめ対応チームを核とした対応 ☐ 被害の児童・生徒のケア、加害の児童・生徒に対する観察・指導、いじめを伝えた児童・生徒の安全確保 ☐ スクールカウンセラーの活用 ☐ 教育委員会・関係諸機関との連携 スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーの活用 ☐ 保護者・地域住民との連携
↓	
重大事態への対処	☐ 被害の児童・生徒の保護・ケア スクールカウンセラー ☐ 加害の児童・生徒への働きかけ ☐ 教育委員会・関係諸機関との連携 指導主事、スクールソーシャルワーカー、 スクールロイヤー、警察等 ☐ 保護者・地域住民との連携
↓	
いじめ防止対策推進法に基づく対応	☐ 町田市教育委員会いじめ問題対策委員会による調査 (法第28条に基づく、第14条で定められた教育委員会 附属機関による調査) ↓ ☐ 町田市いじめ問題調査委員会による再調査 (法第30条に基づく、市長附属機関による再調査)

2 心のアンケート（小学校第4～6学年、中学校の例）

心のアンケート（小学校第4～6学年） 年 組 氏名（ ） あなたの最近の出来事についてたずねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいたい1ヶ月以内のできごとについて回答してください。 1 あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。（下の表の番号に○をつけましょう） 4 (楽しい) 3 (少し楽しい) 2 (あまり楽しくない) 1 (まったく楽しくない) 2 あなたは、クラスやグループのみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。（下の表の番号に○をつけましょう） 4 (楽しい) 3 (少し楽しい) 2 (あまり楽しくない) 1 (まったく楽しくない) 3 あなたは、今、だれからいやなこと（自分のものにいたずらされる、いやなことを無理にやらされる、仲間はずれにされる、ただかたれりけられたりするなど）をされて、つらい思いをしていますか。 （ ）はい （ ）いいえ 4 あなたは、今、いじめられている、または、いじめられているかもしれないという人を知っていますか。または、そのような人があるということを知っていますか。 （ ）知っています・聞いたことがあります （ ）知りません・聞いたことはありません 5 その他、あなたが、今、困ったり悩んだりしていることがありますか。 （ ）あります ⇒友達関係・学習・クラブ・委員会・家族 その他（ ） （ ）ありません 6 あなたの周りの人のことで、なにか心配なことがありますか。 （ ）あります ⇒クラス・同学年・他学年・家族 その他（ ） （ ）ありません 7 あなたや他の人が、周りの人に助けをもらったり、相談に乗ってもらったりしたことなど、心に残っていることがあったら書いてください。	心のアンケート（小学校第4～6学年）9月・1月 年 組 氏名（ ） あなたの最近の出来事についてたずねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいたい1ヶ月以内のできごとについて回答してください。 1 あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。（下の表の番号に○をつけましょう） 4 (楽しい) 3 (少し楽しい) 2 (あまり楽しくない) 1 (まったく楽しくない) 2 あなたは、クラスやグループのみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。（下の表の番号に○をつけましょう） 4 (楽しい) 3 (少し楽しい) 2 (あまり楽しくない) 1 (まったく楽しくない) 3 長期休業中に、何か嫌な思いをしたり、嫌なことをされたりすることはありましたか。 （ ）ありました （ ）ありません 4 新しい学期を迎えて、何か不安なこと・心配なこと・相談したいことがありますか。 （ ）あります ⇒友達関係・学習・クラブ・委員会・家族・その他（ ） （ ）ありません 5 あなたは、今、だれからいやなこと（自分のものにいたずらされる、いやなことを無理にやらされる、仲間はずれにされる、ただかたれりけられたりするなど）をされて、つらい思いをしていますか。 （ ）はい （ ）いいえ 6 あなたは、今、いじめられている、または、いじめられているかもしれないという人を知っていますか。または、そのような人があるということを知っていますか。 （ ）知っています・聞いたことがあります （ ）知りません・聞いたことはありません 7 あなたの周りの人のことで、なにか心配なことがありますか。 （ ）あります ⇒クラス・同学年・他学年・家族・その他（ ） （ ）ありません 8 あなたや他の人が、周りの人に助けをもらったり、相談に乗ってもらったりしたことなど、心に残っていることがあったら書いてください。
心のアンケート（中学校） 年 組 氏名（ ） あなたの最近の出来事についてたずねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいたい1ヶ月以内のできごとについて回答してください。 1 あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。（下の表の番号に○をつけましょう） 4 (楽しい) 3 (少し楽しい) 2 (あまり楽しくない) 1 (まったく楽しくない) 2 あなたは、クラスや部活動のみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。（下の表の番号に○をつけましょう） 4 (楽しい) 3 (少し楽しい) 2 (あまり楽しくない) 1 (まったく楽しくない) 3 あなたは、今、誰から傷つけられたりつらい思いをさせられたりしていますか。 （ ）はい （ ）いいえ 4 あなたは、今、いじめられている、または、いじめられているかもしれないという人を知っていますか。または、そのような人があるということを知っていますか。 （ ）知っています・聞いたことがあります （ ）知りません・聞いたことはありません 5 その他、あなたが、今、困ったり悩んだりしていることがありますか。 （ ）あります ⇒友達関係・部活動・進路・学習・家族 その他（ ） （ ）ありません 6 あなたの周りの人のことで、何か心配なことがありますか。 （ ）あります ⇒クラス・同学年・他学年・家族 その他（ ） （ ）ありません 7 あなたや他の人が、周りの人に助けをもらったり、相談に乗ってもらったりしたことなど、心に残っていることがあったら書いてください。	心のアンケート（中学校）9月・1月 年 組 氏名（ ） あなたの最近の出来事についてたずねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいたい1ヶ月以内のできごとについて回答してください。 1 あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。（下の表の番号に○をつけましょう） 4 (楽しい) 3 (少し楽しい) 2 (あまり楽しくない) 1 (まったく楽しくない) 2 あなたは、クラスや部活動のみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。（下の表の番号に○をつけましょう） 4 (楽しい) 3 (少し楽しい) 2 (あまり楽しくない) 1 (まったく楽しくない) 3 長期休業中に、何か嫌な思いをしたり、嫌なことをされたりすることはありましたか。 （ ）ありました （ ）ありません 4 新しい学期を迎えて、何か不安なこと・心配なこと・相談したいことがありますか。 （ ）あります ⇒友達関係・部活動・進路・学習・家族・その他（ ） （ ）ありません 5 あなたは、今、誰から傷つけられたりつらい思いをさせられたりしていますか。 （ ）はい （ ）いいえ 6 あなたは、今、いじめられている、または、いじめられているかもしれないという人を知っていますか。または、そのような人があるということを知っていますか。 （ ）知っています・聞いたことがあります （ ）知りません・聞いたことはありません 7 あなたの周りの人のことで、何か心配なことがありますか。 （ ）あります ⇒クラス・同学年・他学年・家族・その他（ ） （ ）ありません 8 あなたや他の人が、周りの人に助けをもらったり、相談に乗ってもらったりしたことなど、心に残っていることがあったら書いてください。

3 心のアンケートチェックリスト

町田市立学校 心のアンケートチェックリスト【 月】

町田市立

学校

校長確認	副校長確認

	項 目	チェック
1	児童・生徒の心のアンケートについては、複数の教員で確認をしている。	☐
2	管理職が、全児童・生徒の心のアンケートを確認している。	☐
3	児童・生徒が答えた心のアンケートには、聞き取った内容等を記入していない。(別紙に記録している。)	☐
4	心のアンケートに、嫌な思い、つらい思い、いじめられているなどの質問項目にチェックしている児童・生徒には、しっかりと聞き取りをしている。	☐
5	心のアンケートに記入した児童・生徒や教職員が気付いた全ての「いじめの疑いがある状況」について、学年間の教員で情報を共有し、対応について確認し、学校いじめ対応チーム（学校いじめ対策委員会）に報告している。	☐
6	学校いじめ対応チーム（学校いじめ対策委員会）は、校長の指示の下に、報告された全ての事例について対応などを協議している。	☐
7	教職員は、学校いじめ対応チーム（学校いじめ対策委員会）の協議結果に基づき、役割分担を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を同チーム（委員会）に報告している。	☐
8	学校いじめ対応チーム（学校いじめ対策委員会）は、報告された全ての事例について、「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうかを判断する。⇒ いじめの認知	☐
9	児童・生徒が心のアンケートに記載していなくても、先生方が相談を受けたことや、児童・生徒同士の関わりから、いじめと疑われる案件についても、学校いじめ対応チーム（学校いじめ対策委員会）で検討している。⇒ いじめの認知	☐
10	認知したいじめについては、保護者に状況や対応について説明している。	☐
11	前月に報告した児童・生徒のいじめの状況についても確認している。	☐
12	報告書に記載した児童・生徒のいじめの解消については、学校いじめ対応チーム（学校いじめ対策委員会）で状況を確認した上で判断している。下記の要件（※1）を満たしていること。	☐

※5～8については、いじめ総合対策【第2次・一部改訂】上巻P39に基づいております。

（※1）いじめ解消の要件

- 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対応チームの判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

4 いじめ・虐待防止等のチェックリスト

町田市立学校 いじめ・虐待防止等のチェックリスト（４月～９月）

町田市立 _____ 学校

校長確認	副校長確認

1 いじめの対策について

（１）いじめの定義

	項目	チェック	町田市いじめ防止 基本方針
1	いじめの定義を教職員全員が正しく理解している。	☐	P. 2

（２）いじめの未然防止

	項目	チェック	いじめ総合対策 【第２次・一部改訂】 〈上巻〉
1	いじめの定義を教職員全員が正しく理解している。	☐	P.40・41
2	「学校いじめ防止基本方針」を教職員に周知している。	☐	P.24・26
3	「学校いじめ対応チーム（学校いじめ対策委員会）」の構成メンバー、定期的な会議の開催、役割分担を明らかにしている。	☐	P.25・26
4	「いじめに関する研修」を年３回以上実施している。	☐	P.27
5	「いじめに関する授業」を年３回以上実施している。	☐	P.29～30
6	SOSの出し方についての指導をしている。	☐	P.29～30
7	「学校いじめ防止基本方針」の内容と「学校いじめ対応チーム（学校いじめ対策委員会）」の構成メンバーについて保護者に周知している。	☐	P.35～36

（３）いじめの認知と解消

	項目	チェック	いじめ総合対策 【第２次・一部改訂】 〈上巻〉
1	児童・生徒や保護者からの訴え、心のアンケート、スクールサイン、教職員の見取りの中で、周りの人間関係の中で心身に苦痛を感じている様子に気付いた時には、「いじめ」として認知し、「学校いじめ対策委員会（学校いじめ対応チーム）」に全て報告している。	☐	P.55～57

2	1 以外のいじめにつながる可能性のある児童生徒のかかわりについて、「いじめ」につながる可能性があることを認識し、「学校いじめ対応チーム（学校いじめ対策委員会）」に全て報告している。	☐	
3	月内に、学校が認知した「いじめ」について、月例報告で教育委員会に報告をしている。	☐	P.67～68
4	学校が認知した「いじめ」に対して、関係児童・生徒に組織的に指導している。	☐	P.61～62
5	学校が認知した「いじめ」について、被害を受けた児童・生徒に聞き取りをしている。	☐	P.62
6	学校が、認知した「いじめ」について、被害を受けた児童・生徒の保護者と情報の共有し、家庭での様子についても聞き取りをしている。	☐	P.63
7	学校が「いじめ」の解消については、話し合いや指導後すぐに解決とせず、話し合いや指導後概ね3カ月程度経過を丁寧に見とり、解決しているかどうかを判断している。関係が改善していない場合には、その後も経過を観察している。	☐	P.57
8	1 と 2 に該当する児童・生徒について、3～7の内容を実施している。	☐	

（４）重大事態の対応について

	項目	チェック	いじめ総合対策 【第2次・一部改訂】 〈上巻〉
1	「児童生徒が自殺を企図した場合」「心身に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」「いじめにより転学等を余儀なくされた場合」には、速やかに重大事態発生として捉え、教育委員会に報告している。	☐	P.69～71
2	重大事態発生とともに、「学校いじめ対応チーム（学校いじめ対策委員会）」で必要な対応を始めている。	☐	P.72～81

2 児童相談所が関わった児童生徒の対応について

	項目	チェック	学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き 簡易版
1	児童相談所が対応した児童・生徒について、教育委員会に情報共有を行っている。	☐	P. 1
2	児童相談所が対応した児童・生徒について、経過を定期的に教育委員会に報告している。	☐	P. 1

5 いじめ発見のチェックシート

1 表情・態度

- | | |
|--|---|
| ☐ 笑顔がなく、沈んでいる。 | ☐ ぼんやりとしていることが多い。 |
| ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。 | ☐ わざとらしくはしゃいでいる。 |
| ☐ 表情がさえず、ふさぎこんで元気がない。 | ☐ 周りの様子を気にし、おどおどとしている。 |
| ☐ 感情の起伏が激しい。 | ☐ いつも一人ぼっちである。 |

2 身体・服装

- | | |
|---|--|
| ☐ 身体に原因が不明の傷などがある。 | ☐ けがの原因を聞いても曖昧に答える。 |
| ☐ 顔色が悪く、活気がない。 | ☐ 登校時に、体の不調を訴える。 |
| ☐ 寝不足等で顔がむくんでいる。 | ☐ ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。 |
| ☐ シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。 | ☐ 服に靴の跡が付いている。 |

3 持ち物・金銭

- | | |
|--|--|
| ☐ 鞆や筆箱等が隠される。 | ☐ ノートや教科書に落書きがある。 |
| ☐ 机や椅子が傷付けられたり、落書きされたりする。 | ☐ 作品や掲示物にいたずらされる。 |
| ☐ 鞆や靴が隠されたり、いたずらされたりする。 | ☐ 必要以上のお金を持っている。 |

4 言葉・言動

- | | |
|---|--|
| ☐ 欠席や遅刻、登校渋りが多くなる。 | ☐ 他の子供から言葉掛けをされない。 |
| ☐ 一人でいたり、泣いていたりする。 | ☐ 教室に遅れて入ってくる。 |
| ☐ 忘れ物が急に多くなる。 | ☐ いつも人の嫌がる仕事をしている。 |
| ☐ すぐに保健室に行きたがる。 | ☐ 職員室や保健室の前でうろうろしている。 |
| ☐ 休み時間に校庭に出たがらない。 | ☐ 家から金品を持ち出す。 |
| ☐ 不安げに携帯電話等をいじったり、メール・SNS等の着信をチェックしたりしている。 | |

5 遊び・友人関係

- | | |
|---|--|
| ☐ 遊びの中に入っていない。 | ☐ 笑われたり冷やかされたりする。 |
| ☐ 友達から不快に思う呼び方をされる。 | ☐ グループでの作業の仲間に入っていない。 |
| ☐ 特定のグループと常に行動を共にしている。 | ☐ よくけんかをする。 |
| ☐ 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がったりする。 | |
| ☐ 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 | |
| ☐ 遊びの中で、いつも鬼ごっこの鬼やサッカーのキーパーなど、特定の役割をさせられている。 | |

6 教職員との関係

- | | |
|---|---------------------------------------|
| ☐ 教職員と目線を合わせない。 | ☐ 教職員との会話を避ける。 |
| ☐ 教職員と関わろうとせず、避ける。 | |

6 法、条例、規則等

(1) いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨

として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（国の責務）

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（学校の設置者の責務）

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針

を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を

図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材

の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

- 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、

法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを

受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しな

ければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

- 第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
 - 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができ

るよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

- 5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあ

るのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(2) 町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例 (平成 27 年 3 月 31 日 条例第 26 号)

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項及び第 30 条第 2 項の規定に基づき、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として町田市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を、市長の附属機関として町田市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において「いじめ」とは、町田市立小学校又は中学校（以下「学校」という。）に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(対策委員会の所掌事務)

第 3 条 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策の推進について調査、審議し、答申する。

2 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

3 対策委員会は、学校において、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

(対策委員会の組織)

第 4 条 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して 10 年を限度とする。

(対策委員会の委員長等)

第 5 条 対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(対策委員会の会議)

第 6 条 対策委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、対策委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(秘密の保持)

第 7 条 対策委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、町田市教育委員会規則で定める。

(調査委員会の所掌事務)

第9条 調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定により教育委員会が行った調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査（以下「再調査」という。）を行う。

(調査委員会の組織)

第10条 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、第3条第3項の調査を行った対策委員会の委員でないもののうちから（市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、調査委員会が再調査を終了したときまでとする。

(準用)

第11条 第5条から第7条までの規定は、調査委員会について準用する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(3) 東京都いじめ防止対策推進条例（平成 26 年東京都条例第 103 号）
一部改正：平成 28 年東京都条例第 28 号

URL

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/files/bullying_measures/jourei.pdf



(4) いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）
（最終改訂 平成 29 年 3 月 14 日）

URL

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_007.pdf



(5) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月 文部科学省）

URL

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_009.pdf



(6) 子供の自殺が起きたときの背景調査指針（改訂版）
（平成 26 年 7 月 1 日 文部科学省）

URL

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2014/09/10/1351863_02.pdf



(7) 学校における児童・生徒の自殺対策の取組
～寄り添い、支え、命を守るために～（平成 30 年 2 月 東京都教育委員会）

URL

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/files/sos_sing/torikumi.pdf



町田市いじめ防止基本方針

発 行 2022年4月
発行者 町田市教育委員会
〒194-8520
町田市森野 2-2-22
TEL 042-722-3111（代表）
編 集 町田市教育委員会 学校教育部指導課